

第四期特定健康診査等実施計画

若築建設健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 18 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	- 令和4年度においては健診受診率が61.1%と、単一健保の目標である90%に28.9ポイント足りていない。 - 被保険者の令和4年度健診受診率は93.2%と、他健保の91.4%を上回っており、課題は被扶養者の健診受診率である。 - 年齢階層別にみると被保険者の60代において健診受診率が低い。	➡	- 健診受診機会の周知および機会拡大 - 健診未受診者への受診勧奨
No.2	- 年度により受診状況が変わる「浮動層群」に該当している人には、毎年の健診受診を促す必要がある。 - 未受診者の中には普段から医療機関に受診している人も多く存在しているため、個別の状況に合わせた介入が必要である。	➡	- 健診受診機会の周知および機会拡大 - 健診未受診者への受診勧奨
No.3	- 他健保に比べ「服薬」の該当者割合が高く受診勧奨は進んでいるが、積極的支援該当者割合が他健保より高い状況である。 - 被扶養者では被保険者に比べて「情報提供（非肥満_検査値正常）」の割合が高く、健診未受診者のリスク把握が必要である。 - 被保険者の40代は他健保に比べ特保該当者割合が高く、若年層に対する対策も求められる。 - 毎年流出者が一定数いるので、「流入」を止めることで特定保健指導該当者数を減らすことができる。 「流入」群においては「悪化・新40歳・新加入」のカテゴリーがあり、それぞれの特性に合わせた対策の検討が必要である。 - 保健指導対象者の中には生活習慣病での処方実績がある者が存在し、適切な問診回答で特定保健指導対象者減少に繋がる可能性がある。	➡	- 事業主と共同で特定保健指導の重要性・必要性の認知度を高める。 - 保健指導参加機会の提供・周知を行う。 - 若年者に対し将来的なリスクを低減させる取り組みを行う。
No.4	- 若年層において保健指導域該当者が一定数存在しており、特定保健指導への流入対策が必要である。 - 令和4年度男性被保険者の保健指導域該当者割合は30代前半で35.3%、30代後半では42.9%まで上昇している。	➡	- 事業主と協働で生活改善の重要性・必要性の認知度を高める。 - 予備群に対し、将来的なリスクを低減させる取り組みを行う。
No.5	- 被保険者の肥満者割合は63.5%と他健保の43.4%よりも高い。 - 令和4年度男性被保険者の肥満該当者割合は67.0%となっており他健保よりも高く、年齢階層別では40代後半の肥満該当者割合が81.8%と他健保の50.3%よりも高い。	➡	肥満者数を減少させることで、将来的な生活習慣病リスクおよび特定保健指導対象者数を減少させる。
No.6	- 男性被保険者では他健保と比較して50代、60代の加入者構成割合が高い。 - 医療費構成割合では「循環器系の疾患」「内分泌、栄養及び代謝疾患」といった生活習慣病関連も上位に入っている。 - 被保険者の治療放置群割合は改善傾向だが、令和4年度においては8.1%と他健保の6.1%より高い。 - 被保険者の重症化群の割合が高くなっており、令和4年度においては13.1%と他健保の9.3%よりも高い。 - 受診勧奨域にもかかわらず2年連続治療放置者が多く存在する。 - 医療機関未受診による重症化が疑われる者が存在する - 生活習慣病医療費は平成30年度から令和4年度にかけて38.8%増加しており、受療率が4.6ポイント上昇し、受診日数と1人あたりの単価も上がっていることが要因。 - 生活習慣病の患者数は年々増えており、平成30年度と令和4年度の比較においては高血圧症の医療費が4百万円、虚血性心疾患の医療費が11百万円増えている - 男性被保険者の40代、50代において、高血圧症の受療率が他健保よりも高い。	➡	生活習慣病ハイリスクかつ未通院者に対して、早期に治療を受けるように受診を促し、疾病の重症化を防ぐ。
No.7	- 被保険者の健康状況では、全ての項目で他健保よりも好ましくない状況であり、改善が望まれる。 - 被保険者の生活習慣では、他健保よりも運動、睡眠が良好であるが、喫煙、食事、飲酒習慣の改善が望まれる。 - 男性被保険者の健康状況では全ての項目が他健保に比べ好ましくない状況であり、生活習慣の喫煙、食事、飲酒習慣を改善することが望ましい。 - 女性被保険者の健康状況では、他健保に比べて肝機能、脂質、血糖が好ましくない状況である。 - 女性被保険者の生活習慣では、運動を改善することで、よりよい健康状況につなげる必要がある。 - 男性被保険者では多量飲酒群の割合が年々下がっているが、令和4年度においても他健保より高い。 - 令和4年度女性被保険者では生活習慣改善意欲の問診に「意志なし」と回答している人の割合が他健保より高い。	➡	ICTを活用した健康イベント等を展開し、運動習慣や改善意思を高める。
No.8	令和4年度男性被保険者では喫煙率が32.7%と他健保と同等だが、年齢階層別にみると40代の喫煙率が高い。	➡	喫煙習慣のある人への禁煙促進
No.9	- 肺がん、乳がんの患者が増えており、医療費も増加している。 - 乳がんにおいては他の種別に比べ、疑いを除く患者の割合が高い。 - 乳がん検診での有所見者への医療機関受診勧奨事業の重要性が高い。	➡	自治体がん検診情報の提供により早期受診に繋げる。
No.10	- 女性被保険者では睡眠習慣の問診で好ましくない回答をしている人の割合が年々高くなっている - 令和4年度メンタル疾患の受療率が7.2%となっており、他健保の7.1%と同等である。	➡	- 実態および課題を事業主と共有し、解決策の検討材料とする。 - 健康相談窓口を設置し重症化を防ぐ。

No.11	・ジェネリック医薬品の数量割合は、令和4年度に目標値である80%を上回っている。	➡	・全加入者への継続的な啓蒙活動を実施する。
No.12	・予防接種など発症および重症化予防に向けた取り組みの継続が必要。	➡	・積極的に予防接種の取り組みを行い重症化を防ぐ。
No.13	・歯科医療費は平成30年度と令和4年度の比較で8百万円増えており、令和3年度から令和4年度にかけて50代の歯科医療費は2百万円増えている。 ・男性被保険者の歯科受療率は他健保と同等であり、メンテナンスでの定期受診を促進する必要がある。	➡	-

1 事業名 特定健診の受診勧奨事業（被保険者）

対応する
健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	事業主と連携し、受診機会の拡大を図る。
体制	健診管理システムのデータによる管理を推し進める。

事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の状況を把握し、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率（全体）	82 %	84 %	86 %	88 %	90 %	92 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	未受診者への受診勧奨率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する。	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する。	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する。
R9年度	R10年度	R11年度
事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する。	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する。	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する。

2 事業名 特定健診の受診勧奨事業（被扶養者）

対応する
健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	健診未受診者のパターン分析を基にパターン毎のコンテンツによる健診勧奨通知を送付し、健診受診を促す。
体制	条件別の該当者抽出や通知物の作成・発送はサービス提供事業者に委託し、業務負担の軽減を図る。

事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の把握状況を強め、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率（全体）	82 %	84 %	86 %	88 %	90 %	92 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	未受診者への受診勧奨率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
未受診者を抽出し漏れなく通知を行う。	未受診者を抽出し漏れなく通知を行う。	未受診者を抽出し漏れなく通知を行う。
R9年度	R10年度	R11年度
未受診者を抽出し漏れなく通知を行う。	未受診者を抽出し漏れなく通知を行う。	未受診者を抽出し漏れなく通知を行う。

3 事業名 特定保健指導の実施

対応する
健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・業務時間中の実施が可能になるよう事業主に働きかける ・ICT指導を活用し、実施機会を拡大する
体制	事業主・外部委託事業者と連携して進めていく

事業目標

保健指導実施率の向上および対象者割合の減少を目指す。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率（全体）	35 %	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	対象者への案内	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す。	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す。	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す。
R9年度	R10年度	R11年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す。	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す。	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	843 / 1,028 = 82.0 %	867 / 1,032 = 84.0 %	900 / 1,046 = 86.0 %	935 / 1,062 = 88.0 %	972 / 1,080 = 90.0 %	1,023 / 1,112 = 92.0 %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	56 / 160 = 35.0 %	62 / 156 = 39.7 %	69 / 153 = 45.1 %	75 / 150 = 50.0 %	80 / 146 = 54.8 %	86 / 143 = 60.1 %
		動機付け支援	21 / 60 = 35.0 %	21 / 53 = 39.6 %	23 / 52 = 44.2 %	25 / 51 = 49.0 %	27 / 49 = 55.1 %	29 / 48 = 60.4 %
		積極的支援	35 / 100 = 35.0 %	41 / 103 = 39.8 %	46 / 101 = 45.5 %	50 / 99 = 50.5 %	53 / 97 = 54.6 %	57 / 95 = 60.0 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
○当健康保険組合が定める情報セキュリティ基本方針、ならびに個人情報保護管理規定、システム等運用管理規定を遵守します。 ○当健康保険組合の個人情報取扱責任者、ならびにデータ保護管理者は常務理事とし、データの利用者は当健康保険組合の職員に限る。 ○外部委託する場合は、個人情報の厳重な管理や目的外利用の禁止等を契約に明記することとし、委託先の契約遵守等の管理を徹底し、定期的に委託先の監査を行う。 ○当健康保険組合のホームページにも記載しています。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
○第4期特定健康診査等実施計画については、当健康保険組合のホームページに掲載するほか、社内のイントラネットの掲示板に掲示して公表・周知する。 ○被保険者および被扶養者へは、事業主の積極的な協力を得て、特定健診・特定保健指導の趣旨の理解および参加を推進する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
○当計画の見直しについては、毎年、評価と検証を行ない、必要に応じて実態に即した見直しを実施する。